

令和7年度 「英語力向上推進事業」業務委託 仕様書

1 目的

国際化社会に対応する教育施策の一環として、次世代を担う小・中学生が、国際社会に対応し、多くの人とのコミュニケーションを図る力を養うために加西市内で児童生徒の「留学体験」や「英会話レッスン」の機会を提供し、外国語に慣れ親しむとともに、外国語等によるコミュニケーション能力を向上させ、国際感覚を養うことを目的とする。

2 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、地方自治法、個人情報情報の保護に関する法律等の関連法令を遵守すること。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の概要

(1) 研修予定期間

1) イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）

令和7年8月18日（月）から令和7年8月22日（金）まで連続する5日間。

午前中は小学生 午後には中学生

（令和7年8月17日（日）は前日準備とする。）

2) イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）

令和7年10月～11月の間で、英検を受検する生徒対象に行う。

(2) 研修先

1) イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）

市内にある小・中学校または公共施設

2) イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）

市内にある中学校または公共施設

(3) 参加人数

1) イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）

市内在住の中学生30人・小学生（5・6年生）30人 計60人

2) イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）

英検を受検する生徒対象 100人 1人につき2回以内

5 事業者（派遣元）が行う業務内容

(1) 講師による小・中学生対象の英会話指導

1) イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）

① 5日間の英語研修（宿泊なし）

② 日常英会話及びコミュニケーション力や表現力を磨くレッスン

③ カリキュラムは、英語のスピーキング、リスニング、リーディング、ライティングの4技能を伸ばすことを目的とする

④ 小・中学生個々の英語力を考慮したグループ分け

⑤ 1グループの児童生徒数は最大8人

⑥ 活動中、講師、サポートスタッフ、児童生徒は原則英語のみを使用する

2) イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）

① 日常英会話及びコミュニケーション力や表現力を磨くレッスン

② カリキュラムは、英語のスピーキング、リスニングを中心とした技能を伸ばすことを目的とする

③ 中学生の英語力を考慮しつつ、英検2次対策となるレッスン

(2) 企画・調整・報告・準備

① 実施計画書の作成

② 成果及び課題検証・報告書の提出

- (3) 研修期間中の児童生徒のサポート体制の確保
 - ① 安心安全な生活を送るための現場サポート体制のための人員（サポートスタッフ）確保
 - ② 緊急連絡体制の整備について教育委員会並びに保護者、学校への事前説明
 - ③ 事故発生時の対応の仕方について教育委員会並びに保護者、学校への事前説明
 - ④ 事故発生時等があった場合、迅速な対応を行うとともに教育委員会並びに保護者、学校への連絡体制
 - ⑤ 事故発生時等があった場合、対応後の事後報告
- (4) 募集フライヤー及びポスターの作成
 - ① 参加募集のためのフライヤー及びポスターの作成
 - ② 加西市教育委員会の意向を反映し適宜校正を行う
 - ③ 参加者への事前連絡
- (5) 研修場所の装飾、事前準備及び撤収
 - 1) イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）
 - ① 準備は令和7年8月17日（日）9時以降、撤収は令和7年8月22日（金）17時まで完了すること
 - ② 留学体験を行うための環境等を事前に確認し整備する
 - 2) イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）
 - ① 令和7年10月～11月の期間の中で、教育委員会と相談し実施日並びに実施教室を決定する
 - ② 英会話レッスンを行うための環境や手続きを事前に確認し整備する
- (6) (1)～(5)の業務を円滑に履行するために必要な次の業務
 - ① 加西市を担当するコーディネーターの選任
 - ② 加西市教育委員会との連絡調整
 - ③ 講師に対する適切な指導體制の構築及び指導
 - ④ 講師の業務遂行状況の把握及び評価並びに監督
 - ⑤ 外国語教育（学習指導要領に基づく外国語科や外国語活動を含む。以下同じ。）のねらいと指導カリキュラムの理解、日本語でのコミュニケーションや打合せの実施方法、各学校における外国語教育の目標や小中連携を念頭に置いた活動の進め方など、講師としての業務遂行に必要な事前研修の実施
 - ⑥ 必要に応じて学校や参加児童生徒へのヒアリング及びアンケートの実施
 - ⑦ 講師に係る加西市教育委員会並びに児童生徒・保護者からの要望や苦情等への対応
 - ⑧ ①～⑦についての報告及び報告書等の提出
 - ⑨ 講師への指導方法等に関する助言及び教材の準備や作成に係る支援
 - ⑩ 加西市教育委員会や児童生徒・保護者への教材や学習プログラムの提供
 - ⑪ 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」（平成19.8.3厚生労働省告示第276号）の遵守
 - ⑫ 加西市教育委員会が実施すべき事務処理に対する助言や支援
 - ⑬ 上記に掲げるものの他、加西市教育委員会と事業者が合意した業務

6 講師の派遣人数

- 1) イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）
 - ① 英語指導講師 6人以上（英語を母国語とする講師4人以上）
 - ② サポートスタッフ 2人以上（期間中の児童生徒の学習及び生活支援）
- 2) イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）
 - ① 英語指導講師 6人以上（英語を母国語とする講師4人以上）
 - ② サポートスタッフ 実施日に2人以上

7 講師の配置日及び時間

- (1) 配置日について、イングリッシュミーツⅠ（短期集中研修）においては、令和7年8月18日（月）から令和7年8月22日（金）まで連続する5日間。（令和7年8月17日（日）は前日準備とする）
イングリッシュミーツⅡ（英検2次対策）においては、令和7年10月～11月の間に実施

- (2) 配置日中間中に、担当講師が体調不良等により急遽欠員となった場合は、事業者は代替講師を配置する。

8 講師の条件

- (1) 英語を母国語とする者又は同等の能力を有し、現代の標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確かつ適切に指導できる者であること。
- (2) 指導内容について、児童生徒や加西市教育委員会職員とコミュニケーションを図る上で十分な日本語会話能力を有する者であること。
- (3) 英語を指導することに、熱意を持っていること。
- (4) 大学以上の教育機関を卒業した者又は、現地大学の在學生で適切な方法により日本に招聘された者であること。
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の表の「教育」の在留資格をもって在留する者、若しくは別表第1の表の「教育」の在留資格を除く在留資格をもって在留する者で、同法第19条第2項の規定により教育に関する活動を行うことについて許可を受けた者であること。
- (6) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項の健康診断を受診し就業可能と認められ、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条の伝染病に罹患していない者であること。
- (7) 業務の遂行に必要な水準の教授技術を持つ者であること。
- (8) 職務専念義務、守秘義務を履行できること。
- (9) 講師としてふさわしい態度、服装等をする事。

9 事業者の責務

加西市教育委員会は、上記5から8に支障がある場合、事業者に対して是正を要求することができる。派遣元は是正要求があったときは、速やかに誠意をもって対応すること。また、加西市の「英語力向上推進事業」業務の目的を熟知し、講師・スタッフとしての規律と節度を持って職務を遂行させなければならない。

10 講師・スタッフの採用及び交替について

- (1) 講師・スタッフは、研修を適正に行うだけでなく、日本国内の法令遵守はもとより、加西市民の学校教育に対する信頼を背景とする服務規律の保持が求められているため、講師・スタッフに対する適切な指導体制を確立すること。
- (2) 加西市教育委員会は、講師・スタッフが次のいずれかに該当し資質に欠けると判断した場合、児童生徒、保護者及び教育委員会等との関係に支障をきたした場合には、当該講師・スタッフに対する指導又は交替を事業者を求めることができる。
この場合において、事業者は、加西市教育委員会から指導の要請を受けた場合は、速やかに当該講師・スタッフへ指導を行い、指導しても改善の見込みがない場合は、教育委員会と協議のうえ、交替を請求することができる。
 - ① 日本の法令に違反した場合
 - ② 上記8に掲げる講師の条件に適合しないと判断される場合
 - ③ 講師・スタッフとして相応しくない行為があった場合
 - ④ 指導能力が未熟であり、指導しても改善されない場合
 - ⑤ 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - ⑥ 派遣時に書類に記載された事項に虚偽が認められた場合

11 業務遂行中及び業務場所への移動中における事故について

講師・スタッフが業務遂行中又は業務場所へ移動する際の事故については、事業者の責任において一切の処理を行うものとする。また、講師・スタッフが加害者となった場合も事業者の責任において一切の処理を行うものとする。

12 損害賠償

本事業の実施において、事業者又は講師・スタッフの責に期す事由により、加西市教育委員会、保護者、児童生徒、教職員、利用施設関係者その他第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において賠償しなければならない。

13 事業費に係る見積書の記載項目及び留意事項

見積書の記載事項は以下のものを含め、参加者1人当たりの総額及びその積算内訳並びに事業費総額【イングリッシュミーツ（留学体験）60人分・イングリッシュミーツ（英会話レッスン）100人分】を記載する。（金額は全て消費税及び地方消費税込みとする。）

- (1) 授業料
- (2) 教材費
- (3) 講師・スタッフ派遣費
- (4) 講師・スタッフ交通費
- (5) 施設の装飾費
- (6) その他諸経費

14 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 事業者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

15 留意事項

- (1) 再委託の禁止
事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、加西市教育委員会の承諾を得た場合については、契約業務の一部を委託することができる。
- (2) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、加西市教育委員会が妥当と判断する範囲内で、所定の手続きをもって事業者は無償で貸与する。業務完了後は速やかに返却する。
- (3) 加西市教育委員会は、必要に応じて業務内容を変更することができる。この場合は、教育委員会は事業者と協議して変更内容を決定する。
- (4) 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づき契約内容が履行できなくなった場合、その実情に応じ、加西市教育委員会又は事業者は、相手方と協議の上、契約金額その他契約内容を変更することができる。
- (5) 本仕様書に記載されている事項やそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、加西市教育委員会と事業者との協議の上決定するものとする。